

一四 財團協同會ニシテ
 一三 對親對親聯合ニ對シテ
 尙興業室ニ對シテ
 支條スルコト
 一三 「ト」トスル事
 一〇 入替中ハ
 財團協同會ニシテ
 一〇 入替中ハ
 財團協同會ニシテ

財團法人協同會大阪支所

一五 團結權交渉權ヲ確立スルコト
 以上ニ對スル嘆願書ニ對シ會社ハ一蹴シタ
 因ニ會社側ハ全従業員爭議參加ノ爲ニ
 歎願書ヲ一蹴サレタル組合側ハ前歎願條項ニ更ニ左記二項ヲ加
 へ要求書トシテ四日更ニ提出シタ。

記

一六 今後ハ絶對ニ犧牲者ヲ出サバ
 一七 従業員ノ選出シタル代表者ハソノ何人タルヲ問ハズ認メ
 コト
 右要求ニ對シ會社側ハ一月七日午後三時ヨリ會社應接室ニ於テ
 従業員代表十三名ト會社側常務取締役マイリス取締役スミス、
 加藤支配人等ト會見、種々交渉シタル處、會社側ハ要求書ニ對
 シ左ノ回答ヲ與ヘタリ
 一 解雇手當其他ニ於テハ種々調査ヲナシタガ決シテ不適當デナ